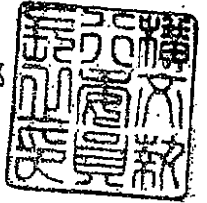


2008年11月6日

横浜市交通事業管理者
池田輝政様

横浜交通労働組合
執行委員長 大槻一太郎



虚偽の時間外労働、休日労働に関する協定届について

横浜市交通事業管理者池田輝政は2008年10月31日、横浜交通労働組合が2008年6月30日に申し入れた協約改訂事項の合意に至っていないにも関わらず、平成20年8月1日において、当該組合と協定の継続について争いはないと偽り、横浜南労働基準監督署長に協定届をした。

横浜交通労働組合執行委員長と横浜市交通事業管理者の間で2008年10月31日まで締結されていた「時間外労働及び休日労働に関する協定」については、当該組合が協定外労働についての協議および時間や労働省告示の遵守が実行されていないことを事由に、2008年6月30日に届出を1ヶ月単位とする協定の改訂を申し入れている。

この申し入れに対して横浜市交通事業管理者池田輝政は、当該組合が貴職から平成20年10月21日付交職第954号に対する見解でも明らかにしているにも関わらず、同年10月30日の交職992号、翌日の当該組合見解でも横浜交通労働組合との間で協定の継続について合意がされていないことは明らかである。

しかるに、労使合意の基になされる協定届を公然と虚偽届をし、労基法などの違法行為を繰り返す貴職を断じて許すことは出来ない。

横浜市交通事業管理者池田輝政は、横浜交通労働組合に深く謝罪し、公衆の場に法の厳守を約束した内容の文書を掲示すると共に、至急に当該組合の申し入れに添った正しい協定を締結し、新たに横浜南労働基準監督署長に協定届を行うことを求める。

なお、上記の求めを履行しない場合は、更なる法的手段に訴えることを申し加えておく。